第明三治二十種五郵年便三月物三十認日可

2　ITU-Rへの要請事項１で言及された帯域及び隣接帯域に現在分配されている他の業務への影響に関する共用研究を行うこと。

3　WRC-15に間に合うよう研究を完了すること。

追　　決議第650(WRC-12)　7-8GHzの周波数範囲における地球探査衛星業務(地球から宇宙)への分配

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　2025-2110MHz及び2200-2290MHzの周波数帯では、数百もの衛星がこれらの帯域を使用しているため、EESSの衛星追尾、遠隔測定及びTT&C用には限られた帯域しかないこと。

b)　EESS（地球から宇宙）への7-8GHzの周波数範囲における分配は、8025-8400MHzにおけるEESS（宇宙から地球）への既存の分配と組み合わせることにより、これをTT&Cに使用可能とし、考慮事項a)で述べた問題を回避可能とすること。

c)　予備的な共用分析によれば、既存業務との共用の観点からは7145-7235MHzの周波数帯が望ましいこと。

d)　EESS（地球から宇宙）への7-8GHzの周波数範囲における分配は、アップリンクとダウンリンクを同一のトランスポンダに搭載することを可能にし、効率性を増し、衛星を簡素化させること。

以下を認め、

2025-2110MHz及び2220-2290MHzの周波数帯のひっ迫は、有害な混信発生の可能性を増やし、EESS衛星資源によってしか得られない重要な環境データに悪い影響をもたらすおそれがあること。

以下を更に認識し、

a)　8025-8400MHzの周波数帯のEESS地球受信局の数は少なく、通常、高緯度の地点に設置されていること。

b)　EESS遠隔制御用アップリンクと、対応するEESS地上受信局とは通常、同じ地上局の場所を共用していること。

c)　宇宙研究業務（地球から宇宙）（深宇宙）の送信機は世界数か所で7145-7190MHzで運用されていること。

以下をITU-Tに要請することを決議し、

1　8025-8400MHzの周波数帯におけるEESS（宇宙から地球）の遠隔測定運用を補完するため、7-8GHzの範囲におけるEESS（地球から宇宙）の遠隔制御用の周波数の要求を研究すること。

2　7145-7235MHzの周波数帯を優先的に、7145-7235MHzの周波数帯が不適と判断された場合は7-8GHzの範囲の他の部分について、EESS（地球から宇宙）システムと既存業務の両立性の研究を行うこと。

3　分配された帯域の現在の使われ方を考慮しつつ、WRC-15の作業に必要な技術的根拠を適切な時点で提供すべく、緊急の課題として研究を完了させること。

以下をWRC-15に要請することを決議し、

7145-7235MHzの周波数帯を優先的に、7-8GHzの周波数範囲でEESS（地球から宇宙）に世界的に一次的基礎で分配することを視野に、これらの研究の結果を精査すること。

以下を主管庁に要請し、

ITU-Rに寄与文書を提出することにより研究に積極的に参加すること。

以下を事務総局長に指示する。

本決議に対するWMO並びに他の関連の国際及び地域機関の注意を喚起すること。

追　　決議第651（WRC-12）　9300-9900MHzの周波数帯における地球探査衛星（能動）業務への現行の世界的分配を8700-9300MHz及び/又は9900-10500MHzの周波数帯において最大で600MHz拡大する可能性

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　地球環境の監視を行うため、レーダー画像の分解能向上への要求が高まっており、これは伝送帯域幅の拡大のみにより実現可能であること。

b)　考慮事項a)の要求に応え、使用可能帯域を600MHz拡大するため、9300-9900MHzの周波数帯の地球探査衛星業務（能動）に対し、現行分配の近傍で周波数帯の追加分配を行う必要があること。

c)　第5.476A号に基づき、EESS（能動）のレーダーは9300-9800MHzの周波数帯で世界的に一次的基礎で運用され、RNS及びFSに関しては9800-9900MHzの周波数帯で二次的基礎で運用されており、両者ともに9300-9900MHzの周波数帯に分配されていること。

d)　ITU-R勧告M.1796には8500-10500MHzの周波数範囲のレーダーの技術的特性と保護基準が含まれていること。

e)　ITU-R報告RS.2094には、EESS（能動）と9300-9500MHz 及び9800-10000MHzの周波数帯の無線測位業務との両立性及びEESS（能動）と9800-10000MHzの周波数帯の固定業務との両立性に関する研究が含まれていること。

以下を認め、

a)　ITU-R報告RS.2178 Part A及びITU-R勧告RS.1859に特定されているように、EESS（能動）は地球社会にとって重要な価値を持つこと。

b)　レーダーの分解能はその伝送帯域幅に直接結び付くため、9GHzの範囲のEESS(能動)の衛星搭載レーダーの想定される分解能特性は追加で600MHzの伝送帯域幅を必要とすること。

c)　第1.59号と第4.10号に従い、9000-9200MHzの周波数帯で運用するARNSと9000-9500MHzの周波数帯で運用する海上無線航行業務は安全業務システムにより使用されていること。

d)　固定及び移動業務を含め、8700-9300MHz及び9900-10500MHzの周波数帯に分配された既存の一次業務の保護を保証することが重要であること。

e)　8400-8500MHz及び10.6-10.7GHzの周波数帯において既存の一次宇宙研究業務の運用の保護を保証することが重要であること。

f)　10.6-10.7GHzの周波数帯の既存の一次電波天文業務及びEESS（受動）を保護することが重要であること。